

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年8月7日 05時10分ごろ
発生場所	愛知県常滑市中部国際空港北西方沖 中部国際空港北進入灯施設先端灯から真方位311° 1.9海里 (M) 付近 (概位 北緯34°54.1′ 東経136°46.3′)
事故の概要	漁船第3八千代丸、漁船第二八千代丸及び漁船第五八千代丸は、接舷した状態で揚網作業中、第二八千代丸の船長が死亡した。
事故調査の経過	令和元年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第3八千代丸、13トン ME2-5535（漁船登録番号）、個人所有 16.58m (Lr) × 4.28m × 1.29m、FRP ディーゼル機関、400kW（動力漁船登録票による）、平成7年2月13日 B 漁船 第二八千代丸、14トン ME2-5621（漁船登録番号）、個人所有 16.05m (Lr) × 4.51m × 1.33m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数150、平成9年12月27日 C 漁船 第五八千代丸、10トン ME2-5801（漁船登録番号）、個人所有 14.98m (Lr) × 3.96m × 1.22m、FRP ディーゼル機関、540kW（動力漁船登録票による）、平成16年12月4日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年11月22日 免許証交付日 令和元年7月3日 (令和6年11月21日まで有効) B 船長B 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

	<p>免許登録日 昭和50年9月26日 免許証交付日 平成26年7月14日 (令和2年5月1日まで有効)</p> <p>C 船長C 男性 31歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年7月15日 免許証交付日 令和元年5月27日 (令和6年5月26日まで有効)</p>
死傷者等	死亡 1人(船長B)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船(網船)は船長A及び甲板員(以下「甲板員A」という。)が乗り組み、B船(手船)は船長B及び甲板員(以下「甲板員B」という。)が乗り組み、C船(運搬船)は船長Cが1人で乗り組み、共に船団(以下「本件船団」という。)を構成し、2そう船びき漁(いわし漁)を行う目的で、令和元年8月7日02時50分ごろ中部国際空港北西方沖の漁場に向けて三重県津市白塚漁港^{しらつか}を出港した。</p> <p>本件船団は、漁場に到着し、04時30分ごろ網を投下した後、A船が右側の引き綱を、B船が左側の引き綱をそれぞれ引き、えい網を開始した。</p> <p>本件船団は、1回目のえい網を終え、A船の左舷側にB船が、右舷側にC船がそれぞれ接舷し、互いに船首及び船尾のたつにロープでつないで横船列を構成した後、B船及びC船が機関を停止したのちに船長B及び船長CがA船に移乗し、A船が、機関を回転数毎分約500とし、微速力前進で揚網作業を開始した。</p> <p>A船は、船長Bがウインチの船首側で見張り等を行い、船長Aがウインチの左舷側のローラで左側の引き綱を、船長C及び甲板員Aがウインチの右舷側のローラで右側の引き綱をそれぞれ巻き上げて甲板上に繰り始めた。</p> <p>B船は、甲板員Bが、2回目のえい網の準備を行う目的で、A船の甲板上に繰られた左側の引き綱をB船に取り込む作業を開始した。</p> <p>船長Aは、ウインチの摺動部^{しゅうどうぶ}の滑りが悪かったので、船長Bと左側の引き綱の巻揚げ作業を交代し、船長Bが左舷側の舷縁に腰を掛けてローラに引き綱を5回程度巻いて巻き揚げた引き綱を甲板上に繰っている様子を見た後、ウインチの摺動部にスプレー式潤滑剤を噴霧し始めた。</p> <p>船長Aは、05時10分ごろ、船長Bの叫び声を聞き、船長Bの方を見たところ、ローラで巻き揚げられた左側の引き綱が左舷側舷縁を越えてプロペラ^{プロペラ}の方向に引っ張られ、緊張した同引き綱とA船の左舷</p>

側舷縁との間に腰部付近を挟まれている船長Bを認め、ウインチ後部の遠隔操縦装置で機関を中立運転とし、船長Bを救出した。

(図1 参照)

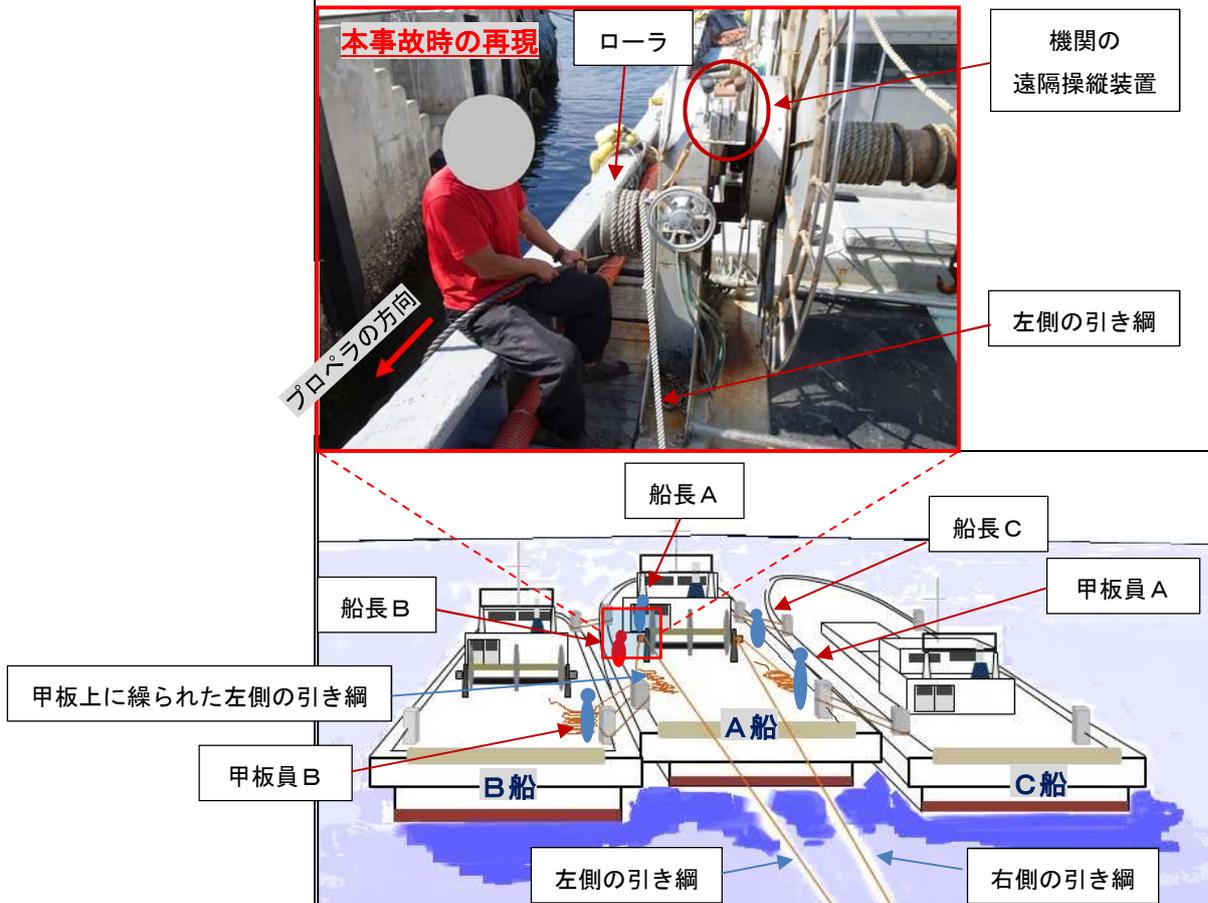


図1 本事故当時の揚網作業の状況 (イメージ)

船長Aは、船長Bの意識がなかったため、船長BをC船に乗せ、C船で白塚漁港に向けて漁場を出発し、A船が所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。

船長Aから連絡を受けた漁業協同組合担当者は、警察署に通報し、同警察署が海上保安庁に連絡した。

船長Bは、白塚漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は骨盤開放骨折及び右大腿骨骨折による出血性ショックと検案された。

A船は、本事故後、船長Cが潜水してプロペラに巻き込まれた引き綱を切断した後、船長Cの操縦によりB船と共に白塚漁港に帰港した。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船及びB船、写真2 A船の船尾甲板 参照)

その他の事項

船長Bは、2そう船びき漁の経験が約60年あり、A船及びB船での操業経験が約15年以上あった。

A船は、中央部に操舵室が、操舵室後方にウインチがそれぞれ設け

	<p>られ、ウインチの左右舷側にローラを有し、また、ウインチ後部に機関の遠隔操縦装置が設けられていた。(図1参照)</p> <p>船長Aは、ウインチの摺動部にスプレー式潤滑剤の噴霧を、船長C及び甲板員Aは、右側の引き綱を巻き込む作業を、甲板員Bは、B船上で引き綱を取り込む作業をそれぞれ行っていたので、船長Bの作業状況を見ておらず、船長Bの叫び声を聞くまで引き綱が左舷側舷縁を越えて海面に垂れ下がっていることに気付かなかった。</p> <p>甲板員BがB船上に取り込んでいた引き綱は、本事故時、緊張又は送出しておらず、また、全員が船長Bを救助することに必死であったので、本事故時の甲板上に繰られた左側の引き綱の状況については、誰も覚えていなかった。</p> <p>A船及びB船は、揚網時に網を両船のウインチで巻き込んだ場合、網が両船にまたがった状態で接舷して航行する必要が生じるので、A船のみが網を積載して漁場まで航行し、漁場でB船と接舷した後、網の右側をA船の引き綱に、網の左側をB船の引き綱にそれぞれ連結して網を投下し、えい網を行った後、A船のウインチのみで左右の引き綱を巻き揚げて揚網を行っていた。</p> <p>A船は、上記理由により、A船のローラで左右の引き綱を巻き揚げた後、左側の引き綱をB船上に載せ替える必要があった。</p> <p>本件船団は、揚網時、網の重量により船尾方に引っ張られて後進行きあしとなり、揚がってきた網がプロペラに絡むおそれがあるので、後進行きあしを軽減する目的で、構成した横船列の中央に位置するA船の機関を本事故当時と同程度に前進速力とする必要があった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>船長Bの死因は、骨盤開放骨折及び右大腿骨骨折による出血性ショックであった。</p> <p>本件船団は、中部国際空港北西方沖において、接舷して横船列を構成し、A船の機関を前進とした状態で2そう船びき漁の揚網作業中、船長Bが、A船の左舷側舷縁に腰を掛けてローラで引き綱を巻き揚げている際、巻き揚げた引き綱が同舷縁を越えて海面に垂れ下がり、A船のプロペラに巻き込まれたことから、ローラとプロペラとの間で緊張した引き綱と同舷縁との間に挟まれて死亡したものと推定される。</p> <p>船長Bがローラで巻き揚げた引き綱が舷縁を越えて海面に垂れ下がっていることに気付かずに巻き揚げ作業を続けたことから、同引き綱がA船のプロペラ付近まで到達した可能性があるものと考えられるが、船長Bが本事故で死亡し、目撃者がいないことから、その状況を明らかにすることができなかった。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本件船団が、中部国際空港北西方沖において、接舷して横船列を構成し、A船の機関を前進とした状態で2そう船びき漁の揚網作業中、船長Bが、A船の左舷側舷縁に腰を掛けてローラで引き綱を巻き揚げていた際、巻き揚げた引き綱が同舷縁を越えて海面に垂れ下がり、A船のプロペラに巻き込まれたため、ローラとプロペラとの間で緊張した引き綱と同舷縁との間に挟まれたことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用して操作中、ローラで巻き揚げたロープ等が海面に垂れ下がるおそれがある場合、同ロープ等の状況を適宜確認するとともに、次の措置を講じるなどしてロープ等のプロペラへの巻き込みを防止すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 作業を行う場所及び姿勢の検討。 ② ローラで巻き揚げたロープ等が舷縁を越えて海面に垂れ下がることを防止する柵の設置。

付図1 事故発生場所概略図

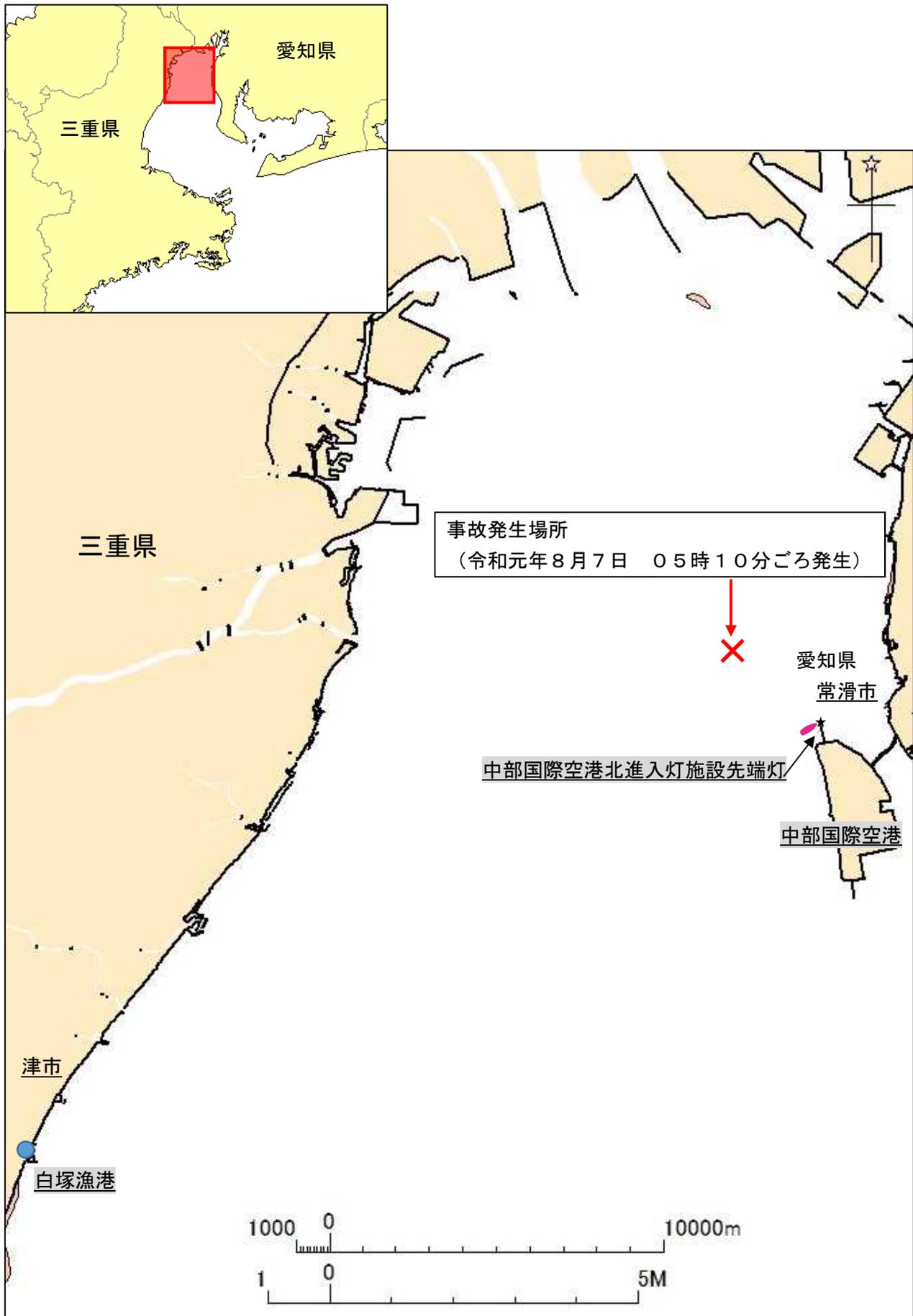


写真1 A船及びB船



写真2 A船の船尾甲板

